



(お知らせ)

令和2年6月25日  
統合幕僚監部

東京電力と防衛省・関係省庁との共同机上演習の実施結果について

統合幕僚監部は、下記のとおり東京電力と関係省庁との共同机上演習を実施しました。

記

- 1 実施日  
令和2年6月24日（水）
- 2 実施場所  
東京電力ホールディングス株式会社 本社（東京都千代田区内幸町1-1-3）
- 3 参加機関  
防衛省統合幕僚監部、東京電力ホールディングス株式会社・東京電力パワーグリッド株式会社、内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁
- 4 結果概要  
別紙のとおり

## 結果概要

## 1 発災当初の被害情報の収集・共有について

- ・台風による被害状況の早期把握と復旧見通しの早期発信ができるよう、東京電力グループでは、最大約1,600の巡視班（※）を組成し、ドローンも活用しつつ、巡視できるように体制が強化されたことを確認した。

※令和元年の台風15号時：約590班、台風19号時：約1,000班

- ・このような地上からの巡視では把握が困難な被害エリアを含めて全般的な被害状況の把握のため、自衛隊ヘリによる情報収集の協力やリアルタイムでの映像共有が期待されることを確認した。
- ・現地での巡視結果については、東京電力の事業所で集計せずとも、現場作業員が現地で被害状況をリアルタイムで登録し、本社・支社で情報共有するとともに、タブレット端末等を利用して、自衛隊等の支援機関にも迅速に情報共有できる体制を整備したことを確認した。

## 2 停電復旧に関する各レベル（①中央（本省・本社）、②現地対策本部（都県庁）、③現地作業調整会議（現地調整所））の調整機能について

- ・令和元年の台風15号での停電復旧については、被害が広範に渡っていたこともあり、②千葉県庁に派遣されていたリエゾン間の調整のみでは情報共有や活動調整が十分ではなかった。このため、当時、東京電力本社に防衛省等関係省庁のリエゾンを派遣し、①中央レベルでの調整を強化したほか、千葉県内の6事業所にも自衛隊・東電共同調整所を設けて、③現地調整所レベルで具体的な被害箇所の確認や活動調整を行うことによって停電復旧作業の進捗を図った教訓を確認した。
- ・他方、最近の大規模災害時には、②現地対策本部（県庁）に関係省庁の審議官級（マネージメントができる者）を派遣して、支援活動の調整が行われることが通例となっていることを踏まえると、停電復旧についても、できる限り、②現地対策本部（県庁）レベルで関係省庁等との具体的な活動調整を行うことが望ましいことから、東京電力グループから責任をもって判断できる者を現地対策本部（県庁）に派遣することを検討することになった。

## 3 停電復旧に関する相互の能力の把握について

- ・東京電力グループにおける装備品（高所作業車、チェーンソー等）及び停電復旧

作業チームの体制について確認した。また、自衛隊における装備品（ヘリコプター等の映像伝送装置、グラップル、チェーンソー等）及び令和元年の台風15号当時の自衛隊の支援態勢（約3,000名態勢）について確認した。

- ・東京電力グループ及び自衛隊が保有するチェーンソーについては大半が小型・中型のものであり、大木を除去するためには十分ではなく、必要な場合には大型チェーンソーをレンタル等で調達する必要があることを確認した。

#### 4 今後の対応

今回の演習の結果を踏まえて、よりスムーズな情報共有・活動調整が実施できるよう、東京電力と防衛省等関係省庁との間の調整要領について検討を進め、東京電力及び関係省庁間との間で調整要領の策定・共有を行い、他電力会社への横展開を進める予定。

(参考：演習の実施状況)

